(1)配偶者控除額

配偶者控除額の表

	同居特別障害者である人	左記以外の人
一般の控除対象配偶者	73 万円	38 万円
老人控除対象配偶者	83 万円	48 万円

(2)扶養控除額

扶養控除額の表

		同居特別障害者である人	左記以外の人
一般の扶養親族		73 万円	38 万円
特定扶養親族		98 万円	63 万円
老人扶養親族	同居老親等 以外の人	83 万円	48 万円
	同居老親等	93 万円	58 万円

- (注) 1 同居特別障害者とは、特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、納税者又は納税者の配偶者若 しくは納税者と生計を一にしているその他の親族のいずれかと常に同居している人をいいます。
 - 2 老人控除対象配偶者や老人扶養親族とは、その年の12月31日現在の年齢が満70歳以上の人をいいます。
 - 3 特定扶養親族とは、その年の12月31日現在の年齢が満16歳以上満23歳未満の人をいいます。
 - 4 同居老親等とは、老人扶養親族のうち納税者又はその配偶者の直系の尊属で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいいます。

なお、配偶者や扶養親族が障害者の場合には、配偶者控除や扶養控除の他に障害者控除 27万円(特別障害者の場合40万円)が控除できます。(所法2、79、83、84、85、措法41の16)